

別添資料 1

宮崎県プール整備運営事業

サービス購入費の算定及び支払方法等(案)

令和2年 11 月

宮 崎 県

## 目 次

|     |                           |    |
|-----|---------------------------|----|
| 1   | サービス購入費の構成                | 1  |
| 2   | サービス購入費の支払額算定方法           | 2  |
| 3   | サービス購入費の算出方法              | 3  |
| (1) | 設計・建設の対価(サービス購入費A)        | 3  |
| (2) | 開業準備の対価(サービス購入費B)         | 4  |
| (3) | 運営・維持管理の対価(サービス購入費C)      | 4  |
| (4) | 光熱水費の対価(サービス購入費D)         | 5  |
| 4   | サービス購入費の支払方法              | 6  |
| (1) | 設計・建設の対価(サービス購入費A)の支払方法   | 6  |
| (2) | 開業準備の対価(サービス購入費B)の支払方法    | 6  |
| (3) | 運営・維持管理の対価(サービス購入費C)の支払方法 | 6  |
| (4) | 光熱水費の対価(サービス購入費D)の支払方法    | 7  |
| 5   | サービス購入費の改定                | 7  |
| (1) | 設計・建設の対価(サービス購入費A)の改定     | 7  |
| (2) | 開業準備の対価(サービス購入費B)の改定      | 8  |
| (3) | 運営・維持管理の対価(サービス購入費C)の改定   | 8  |
| (4) | 光熱水費の対価(サービス購入費D)の改定      | 10 |
| 6   | 消費税及び地方消費税の税率変更の場合の取扱い    | 12 |
| 7   | サービス購入費の減額等               | 12 |

## 1 サービス購入費の構成

県が PFI 事業者に対して支払うサービス購入費は、以下のとおり構成される。

なお、民間収益事業に要する費用は含まない。

| 項目                        | 内訳         | 構成される費用の内容  |
|---------------------------|------------|---|
| 設計・建設の対価<br>(サービス購入費 A)   | A-1(一括払い分) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○事前調査及びその関連業務に要する費用</li> <li>○設計及びその関連業務に要する費用</li> <li>○各種申請・許認可取得等に関する業務に要する費用</li> </ul>  |
|                           | A-2(割賦元本)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○着工前業務に要する費用</li> <li>○建設期間中業務に要する費用</li> <li>○竣工後業務(備品の設置を除く)に要する費用</li> <li>○竣工後業務(備品の設置)に要する費用<sup>12</sup></li> <li>○工事監理業務に要する費用</li> <li>○SPC の開業に伴う費用</li> <li>○引渡日までの SPC の運営費</li> <li>○融資関連手数料</li> <li>○建中金利</li> <li>○その他施設整備に関する初期投資と認められる費用</li> </ul>   |
|                           | A-3(割賦金利)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○A-2(割賦元本)に対応する割賦支払に必要な割賦手数料</li> </ul>  |
| 開業準備の対価<br>(サービス購入費 B)    | 開業準備費      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○本施設の開業準備に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ及び予約システム整備業務に要する費用</li> <li>・事前広報、利用受付(開業式典及び内覧会開催、開館記念イベントに要する費用を除く)に要する費用</li> <li>・開業式典及び内覧会、開館記念イベントの実施に要する費用</li> <li>・開業準備期間中の本施設の運営・維持管理業務に要する費用</li> </ul> </li> <li>○プール公認取得申請業務に要する費用<sup>3</sup></li> <li>○引渡日の翌日から開業日までの SPC の運営費</li> </ul> |
| 運営・維持管理の対価<br>(サービス購入費 C) | C-1(運営業務費) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○貸出・予約受付業務に要する費用</li> <li>○広報・PR業務に要する費用</li> <li>○健康増進支援業務に要する費用</li> <li>○プール監視業務に要する費用</li> <li>○プールの水質等衛生管理業務に要する費用</li> </ul>   |

<sup>1</sup> 提案によりサービス購入費 B とすることも可能。

<sup>2</sup> リース調達による備品の設置に要する費用に限り、サービス購入費 C-1 及び C-2 とすることも可能。

<sup>3</sup> 提案によりサービス購入費 A とすることも可能。

|                        |               |  |
|------------------------|---------------|--|
|                        |               | <ul style="list-style-type: none"> <li>○プール公認更新申請業務に要する費用</li> <li>○駐車場管理運営業務に要する費用</li> <li>○ネーミングライツ事業への協力に要する費用</li> <li>○関係機関及び競技団体との連絡調整に関する業務</li> <li>○緊急時の対応に要する費用</li> <li>○事業期間終了時の引継業務に要する費用</li> <li>※自由提案事業に要する費用は除く</li> </ul>             |
|                        | C-2(維持管理業務費)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○建築物保守管理業務に要する費用</li> <li>○建築設備保守管理業務に要する費用</li> <li>○備品等管理・更新業務に要する費用<sup>4</sup></li> <li>○外構等保守管理業務に要する費用</li> <li>○環境衛生管理業務に要する費用</li> <li>○清掃業務に要する費用</li> <li>○警備業務に要する費用</li> <li>○植栽管理業務に要する費用</li> </ul> |
|                        | C-3(修繕・更新業務費) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○修繕・更新業務に要する費用</li> </ul>   |
|                        | C-4(その他費用)    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○SPCの運営経費</li> <li>○法人税等法人の利益に対してかかる税金及びSPCの税引後利益</li> <li>○その他運営業務及び維持管理業務に関して必要となる費用</li> </ul>   |
| 光熱水費の対価<br>(サービス購入費 D) | D-1(光熱水費)     | <ul style="list-style-type: none"> <li>○電気料金</li> <li>○ガス料金</li> <li>○水道料金</li> <li>○下水道料金</li> <li>○その他料金</li> </ul>  |

## 2 サービス購入費の支払額算定方法

県が PFI 事業者を支払うサービス購入費は、PFI 事業者が当該業務に要する費用から PFI 事業者が当該業務を通じて利用者から得る収入を除いた額とする。

<sup>4</sup> 提案によりサービス購入費 C-1 とすることも可能。

| 費用              |                               | 収入の区分                     |
|-----------------|-------------------------------|---------------------------|
| 設計・建設に要する費用     | ・要求施設の整備に要する費用<br>・割賦手数料      | サービス購入費 A<br>(設計・建設の対価)   |
| 開業準備に要する費用      |                               | サービス購入費 B<br>(開業準備の対価)    |
| 運営・維持管理に要する費用   | ・運営・維持管理に要する費用<br>(下記*の費用を除く) | サービス購入費 C<br>(運営・維持管理の対価) |
|                 | *自由提案事業に要する費用<br>(光熱水費を含む)    | 利用者からの料金収入等               |
| 光熱水費(上記*の費用を除く) |                               | サービス購入費 D<br>(光熱水費の対価)    |

### 3 サービス購入費の算出方法

#### (1) 設計・建設の対価(サービス購入費A)

##### ① サービス購入費 A-1(一括払い分)

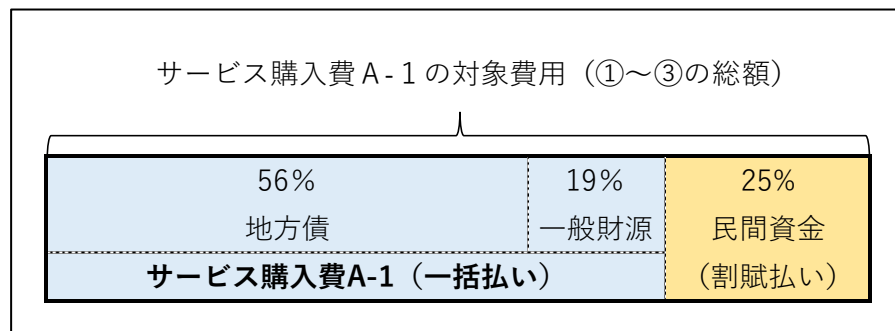
ア 契約締結後に、サービス購入費 A を、地方債を活用し、出来高に応じて PFI 事業者を支払う「サービス購入費 A-1(一括払い分)」と、サービス購入費 A の総額からサービス購入費 A-1 を除いた金額を割賦で支払う「サービス購入費 A-2(割賦元本)」「サービス購入費 A-3(割賦金利)」に分けて支払う。

なお、サービス購入費 A-1(一括払い分)の対象費用等は、以下のとおりとする。

| サービス購入費 A-1(一括払い分)の対象費用               | 算定条件   |
|---------------------------------------|--|
| ① 設計及びその関連業務に要する費用<br>(基本設計に係る費用は除く。) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI 事業者が提案した左記①～③の費用に基づき算出する。</li> <li>・左記①～③の費用の内、民間資金活用分(25%)を除いた 75%に地方債を活用する。</li> </ul> |
| ② 建設期間中業務に要する費用                       |  |
| ③ 工事監理業務に要する費用                        |  |

なお、各会計年度におけるサービス購入費 A-1 に関する限度額については、別紙「債務負担行為に係る契約の特則」のとおりとする。

<算出イメージ図>



イ 本事業は「学校施設環境改善交付金(文部科学省所管)」の交付対象事業であり、交付が受けられた場合には、交付金の交付年度に PFI 事業者に一括で支払う。なお、本交付金により支払いを行った場合、同額をサービス購入費 A-2 から減額しサービス購入費 A の総額を調整する。

なお、提案書作成にあたっては交付金が交付されないことを前提に作成すること。

**【参考】**

令和2年度単価に基づき算出した学校環境改善交付の交付上限額:166,986 千円

ウ サービス購入費 A-2 に係る消費税及び地方消費税については、サービス購入費 A-1 の令和 6 年度分支払時に全額を一括して支払う。

**② サービス購入費 A-2(割賦元本)及びサービス購入費 A-3(割賦金利)**

サービス購入費 A-2(割賦元本)及びサービス購入費 A-3(割賦金利)は、本施設の引渡日以降、割賦払いで支払う。割賦支払いの毎回の金額は、以下の前提で計算した金額とする。

|          |  |
|----------|--|
| 元本総額     | 設計・建設に要する費用のうちサービス購入費 A-1(一括払い分)に相当する金額を控除した金額   |
| 支払回数     | 四半期毎に年4回(4月～6月分、7月～9月分、10月～12月分、1月～3月分)払いの全 60 回払いとする。   |
| 返済方法     | 元利均等返済方式   |
| 割賦金利(年利) | 基準金利+提案スプレッド(%)<br>なお、基準金利がマイナスになった場合は、基準金利部分を0%と読み替えることとする。   |
| 基準金利     | 本施設の引渡日の2営業日前(銀行営業日でない場合、その前の銀行営業日)の TOKYO SWAP REFERENCE RATE 6か月 LIBOR ベース 15 年物(円-円)金利スワップレート(基準日午前 10 時。テレレート 17143 ページ。)とする。なお、入札時における基準金利の適用日は、令和3年3月1日とする。<br>また、今後 LIBOR の公表が恒久的に停止された場合、LIBOR に代わる金利指標については県と PFI 事業者で協議の上決定する。 |

**(2) 開業準備の対価(サービス購入費B)**

開業準備の対価(サービス購入費B)は、業務要求水準書に示す以下の業務に要する費用の合計とする。

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○本施設の開業準備に要する費用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ及び予約システム整備業務に要する費用</li> <li>・事前広報、利用受付(開業式典及び内覧会開催に要する費用を除く)に要する費用</li> <li>・開業式典及び内覧会等の実施に要する費用</li> <li>・開業準備期間中の本施設の運営・維持管理業務に要する費用</li> </ul> </li> <li>○プール公認取得申請業務に要する費用</li> <li>○引渡日の翌日から開業日までの SPC の運営費</li> </ul> |
|--|

**(3) 運営・維持管理の対価(サービス購入費C)**

運営・維持管理の対価は下記の業務に要する費用から、当該業務に係る利用料金等の収入を控除した額とする。

① サービス購入費 C-1(運營業務費)

サービス購入費 C-1(運營業務費)は、業務要求水準書に示す以下の業務に要する費用とする。なお、利用者からの料金収入等については、サービス購入費 C-1(運營業務費)から控除するものとする。また、当該業務には、独立採算事業として実施する「自由提案事業」に要する費用は含まれないものとする。

- 貸出・予約受付業務に要する費用
- 広報・PR業務に要する費用
- 健康増進支援業務に要する費用
- プール監視業務に要する費用
- プールの水質等衛生管理業務に要する費用
- プール公認更新申請業務に要する費用
- 駐車場管理運營業務に要する費用
- ネーミングライツ事業への協力に要する費用
- 関係機関及び競技団体との連絡調整に関する業務
- 緊急時の対応に要する費用
- 事業期間終了時の引継業務に要する費用
- ※自由提案事業に要する費用は除く

② サービス購入費 C-2(維持管理業務費)

サービス購入費 C-2(維持管理業務費)は、以下の業務に要する費用とする。

- 建築物保守管理業務に要する費用
- 建築設備保守管理業務に要する費用
- 備品等管理・更新業務に要する費用
- 外構等保守管理業務に要する費用
- 環境衛生管理業務に要する費用
- 清掃業務に要する費用
- 警備業務に要する費用
- 植栽管理業務に要する費用

③ サービス購入費 C-3(修繕・更新業務費)

サービス購入費 C-3(修繕・更新業務費)は、以下の業務に要する費用とする。

- 修繕・更新業務に要する費用

④ サービス購入費 C-4(その他費用)

サービス購入費 C-4(その他費用)は、以下の業務に要する費用とする。

- SPCの運営経費
- 法人税等法人の利益に対してかかる税金及びSPCの税引後利益
- その他運營業務及び維持管理業務に関して必要となる費用

(4) 光熱水費の対価(サービス購入費D)

光熱水費の対価は以下のとおりとする。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>○電気料金</li><li>○ガス料金</li><li>○水道料金</li><li>○下水道料金</li><li>○その他料金</li></ul> |
|---|

#### 4 サービス購入費の支払方法

##### (1) 設計・建設の対価(サービス購入費A)の支払方法

###### ① サービス購入費 A-1(一括払い分)

PFI 事業者は、県による出来高確認後及び本施設の引渡後、請求書を発行し、その受領後 30 日以内に到来する任意の日に、県が支払いを行う。なお、各回におけるサービス購入費 A-1 は消費税及び地方消費税を含むこととする。また、令和 6 年度のサービス購入費 A-1 の支払いとあわせて、サービス購入費 A-2 に係る消費税及び地方消費税相当額を一括して支払う。

###### ② サービス購入費 A-2(割賦元本)及び A-3(割賦金利)

上記3(1)②の定めに従い、各回の割賦元利金支払額をもって行う。

PFI 事業者は、各回において請求書を県に発行し、その受領後 30 日以内に到来する任意の日に、県は支払いを行う。なお、各回におけるサービス購入費 A-2 は消費税及び地方消費税を含まないこととする。

##### (2) 開業準備の対価(サービス購入費B)の支払方法

PFI 事業者は、開業準備業務の終了後、請求書を発行し、その受領後 30 日以内に到来する任意の日に、県が一括で支払いを行う。

##### (3) 運営・維持管理の対価(サービス購入費C)の支払方法

PFI 事業者は、各四半期の業務終了時に四半期報を提出する。県は別添資料2「モニタリング及び減額措置等」に基づく確認を行い、当該四半期の支払金額を通知する。

PFI 事業者は当該支払金額を記載した請求書を発行し、その受領後 30 日以内に到来する任意の日に、県が支払いを行う。

###### ① サービス購入費 C-1(運営業務費)、C-2(維持管理業務費)、C-4(その他費用)

運営・維持管理の対価(サービス購入費C)のうち C-1(運営業務費)、C-2(維持管理業務費)、C-4(その他費用)については、事業開始年度から、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月分、1月～3月分と3か月ごと、事業期間中全 60 回払いとする。

各回の支払額は、第1回支払から第 60 回支払までそれぞれ同額とする。

###### ② サービス購入費 C-3(修繕・更新業務費)

運営・維持管理の対価(サービス購入費C)のうち C-3(修繕・更新業務費)については、各四半期の業務終了時に提出する四半期報に当該四半期に実施した修繕・更新業務の内容を



記載し、県の確認を受けること。PFI事業者は、上記の運営・維持管理の対価(サービス購入料 C-1 及び C-2)と合わせ、当該県の確認結果に基づく請求書を発行し、県はその受領後 30 日以内に到来する任意の日に、サービス購入料 C-3 の支払いを行う。

なお各回の支払額は、以下のとおり概ね5年ごとに区分し、それぞれの区分内における各回の支払を同額とするものとし、区分別の支払額については事業者の提案に基づくものとする。

| 区分  | 支払回       | 対象期間            | 金額              |
|-----|-----------|-----------------|-----------------|
| I   | 第1回～第20回  | 令和7年4月～令和12年3月  | 各回とも $\alpha$ 円 |
| II  | 第21回～第40回 | 令和12年4月～令和17年3月 | 各回とも $\beta$ 円  |
| III | 第41回～第60回 | 令和17年4月～令和22年3月 | 各回とも $\gamma$ 円 |

#### (4) 光熱水費の対価(サービス購入費D)の支払方法

PFI事業者は、各四半期の業務終了時に提出する四半期報に上記3-(4)「光熱水費」に示す各項目別の当該四半期分の使用量を示す資料(供給事業者が発行する請求伝票の写し及び一覧表等)を添付し、県の確認を受けること。

PFI事業者は、上記(3)の運営・維持管理の対価(サービス購入費C)と合わせ、請求書を発行し、その受領後 30 日以内に到来する任意の日に県が支払いを行う。光熱水費の対価(サービス購入費D)については、事業開始年度から、4月～6月分、7月～9月分、10月～12月分、1月～3月分と3か月ごと、事業期間中全 60 回払いとする。

### 5 サービス購入費の改定

#### (1) 設計・建設の対価(サービス購入費A)の改定

##### ① 設計・建設の対価(サービス購入費 A-1 及び A-2)の物価変動に伴う改定

##### (ア) 改定の時期

サービス購入費 A-1(一括払い分)及び A-2(割賦元本)について、設計・建設期間中の物価変動による改定を次のとおり行う。ただし、改定の結果は、サービス購入費 A-1(一括払い分)の変動分も含めて、すべてサービス購入費 A-2(割賦元本)に反映させるものとし、サービス購入費 A-1(一括払い分)の金額は変更しない。

##### (イ) 対象となる費用

設計費、工事監理費を除いた、直接工事費及び共通費など直接工事施工に必要な経費とする(建築工事、電気設備工事、空調設備工事、給排水設備工事など各種工事を含む。)

##### (ウ) 改定方法

「宮崎県建設工事請負契約書約款」第 25 条に準じて以下のとおり行うものとする。

なお、改定の際に用いる指標は以下を基本とするが、指標によりがたい場合は県とPFI事業者で協議の上決定する。

・建設物価(一般財団法人 建設物価調査会 月刊)

- ・建築コスト情報(一般財団法人 建設物価調査会 季刊)
- ・建築施工単価(一般財団法人 経済調査会 季刊)

|                             |  |
|-----------------------------|--|
| <p>全体スライド<br/>(第1項～第4項)</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・県又はPFI事業者は、設計・建設期間内で設計着手日から12月を経過した後日本国内における賃金水準又は物価水準の変動によりサービス購入費Aが不適当となったと認めるときは、相手方に対してサービス購入費Aの変更を請求することができる。</li> <li>・県又はPFI事業者は、上記の請求があったときは、変動前サービス購入費Aと変動後サービス購入費A(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前サービス購入費Aに相当する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前サービス購入費Aの1,000分の15を超える額につき、変動前サービス購入費Aの変更に応じなければならない。</li> <li>・変動前サービス購入費Aと変動後サービス購入費Aは、請求のあった日を基準とし、県とPFI事業者とが協議して定める。</li> <li>・全体スライドの請求は、この規定により改定を行った後再度行うことができる。</li> </ul> |
| <p>単品スライド<br/>(第5項)</p>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別な要因により設計・建設期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、サービス購入費Aが不適当となったときは、県又はPFI事業者は、前各項の規定によるほか、サービス購入費Aの変更を請求することができる。</li> </ul>   |
| <p>インプレスライド<br/>(第6項)</p>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・予期することのできない特別な事情により、設計・建設期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス購入費Aが著しく不適当となったときは、県又はPFI事業者は、前各項の規定にかかわらず、サービス購入費Aの変更を請求することができる。</li> </ul>   |

② 金利変動に伴うサービス購入費 A-3 の改定

金利変動に伴う基準金利の改定については、上記3(1)②を参照のこと。

(2) 開業準備の対価(サービス購入費B)の改定

開業準備の対価(サービス購入費B)の改定は行わない。

(3) 運営・維持管理の対価(サービス購入費C)の改定

① 物価変動に伴う改定

運営・維持管理の対価(サービス購入費C)のうち、C-1(運營業務費)、C-2(維持管理業務費)、C-3(修繕・更新業務費)については、物価変動に伴う改定を行うものとし、C-4(その他経費)の改定は行わない。

(ア) 改定方法

改定にあたっては、(イ)の計算方法に基づき各年度4月1日以降のサービス購入費Cを改定する。なお、改定率に少数点以下第四位未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。物価改定は1年に1回とする。

(イ) 令和N年度の改定方法

令和N年度のサービス購入費Cは、前回改定時の次表に示す指標(Index<sub>r</sub>)と令和N-1年度の指標(Index<sub>N-1</sub>:令和N-2年8月から令和N-1年7月までの12か月分の平均値)

とを比較し、3%以上の変動が認められる場合に改定する。

なお、令和7年度のサービス購入費Cについては、令和2年度の指標(令和1年8月から令和2年7月までの12か月平均値)と令和6年度の指標(令和5年8月から令和6年7月までの12か月分の平均値)とを比較し、3%以上の変動が認められる場合に、令和7年度のサービス購入費Cを改定する。

改定後のサービス購入費Cの1円未満の部分は切り捨てとする。

|   |
|---|
| $P_n' = P_n \times \text{Index}_{N-1} / \text{Index}_r$ <p>ただし、<math> \text{Index}_{N-1} / \text{Index}_r - 1  \geq 3.0\%</math></p> <p><math>P_n'</math>: 改定後のN年度のサービス購入費C</p> <p><math>P_n</math>: 前回改定時のN年度のサービス購入費C(初回改定が行われるまではPFI事業者提案に示されたサービス購入費C)</p> <p><math>\text{Index}_{N-1}</math>: N-2年8月からN-1年7月までの指数(12か月分の平均)</p> <p><math>\text{Index}_r</math>: 前回のサービス購入費C改定の基礎となった年度の指数(初回改定が行われるまでは令和2年度の指標(令和元年8月から令和2年7月までの12か月平均値))</p> <p>※<math>(\text{Index}_{N-1} / \text{Index}_r)</math>は、小数点以下第4位を切り捨てる。</p> <p>※<math>\text{Index}</math>は項目が「C-1」及び「C-2」の場合は「WI(実質賃金指数)」、「C-3」の場合は「BCCI(建設物価指数)」を当てはめる。</p> |
|---|

#### (ウ) 使用する指標

| 項目  | 対象費用         | 使用する指標   |
|-----|--------------|--|
| C-1 | 運営業務費        | 毎月勤労統計調査(厚生労働省)・賃金指数・就業形態別きまって支給する給与(調査全産業、一般労働者30人以上)                   |
| C-2 | 本施設の維持管理業務費  |  |
| C-3 | 本施設の修繕・更新業務費 | 「建設物価指数月報」(一般財団法人建設物価調査会)<br>建築費指数における構造別平均指数(構造種別はPFI事業者の提案に基づく)の「工事原価」 |
| C-4 | その他費用        | 改定は行わない  |

#### ② 料金収入の変動に伴う改定

運営・維持管理の対価(サービス購入費C)は、需要リスクを県及びPFI事業者が負担することとし、利用者数等の増加を踏まえ、サービス購入費Cに反映し、サービス購入費Cの該当部分の減額を行う。自由提案事業については、PFI事業者が需要リスクを全て負担するものとする。

##### (ア) 改定の計算式

改定の計算式は次のとおりとする。なお、令和N年度の収入実績額を基に算定した改定後のサービス購入費Cは、令和(N+2)年度以降のサービス購入費Cに適用する。

|                                     |
|-------------------------------------|
| 改定後のサービス購入費C = 提案時のサービス購入費C - 「改定額」 |
|-------------------------------------|

##### (イ) 「改定額」の計算式

「改定額」の計算式は次のとおりとする。ただし、収入の変動幅の下限は、各年度の提案

時収入見込額の▲20%とする。

|  |
|--|
| $\text{改定額} = \text{各年度の収入の変動幅} \times 30\%$ $\text{各年度の収入の変動幅} = \text{各年度の「料金等収入実績額」} - \text{各年度の「提案時の料金収入等見込額」}$ |
|--|

(ウ) 「料金等収入」に含まれるもの

改定額の計算にあたっての「料金等収入」は、次のとおりとする。

- ・施設・設備の一般(個人・団体)利用料金、貸切利用料金、駐車場利用料金の各収入

(エ) 「提案時の料金収入見込み額」の見直し

基準となる「提案時の料金収入見込み額」については、県又は PFI 事業者から申し出があった場合、供用開始の5年後及び 10 年後に過去の利用実績に基づき、県と PFI 事業者との間で見直しのための協議を行う。

(4) 光熱水費の対価(サービス購入費D)の改定

光熱水費の対価(サービス購入費D)は、物価変動による単価の改定、使用量における計画と実需の乖離による改定及び消費税率等の変更による改定を次のとおり行う。

① 物価変動による単価の改定

サービス購入費Dは、物価変動による単価の改定を次のとおり行う。

(ア) 物価変動の指標値

物価変動の指標値として、次の指標を用いる。

| 項目    | 使用する指標値   | 計算方法            |
|-------|---|-----------------|
| 電気料金  | 「国内企業物価指数」－電力・都市ガス・水道(物価指数統計月報・日本銀行調査統計局)の内訳指数の「電力」   | 下記(ウ)に示す計算方法による |
| ガス料金  | 「国内企業物価指数」－電力・都市ガス・水道(物価指数統計月報・日本銀行調査統計局)の内訳指数の「都市ガス」 |                 |
| 水道料金  | PFI事業者が提案した2か月分の使用水量に対する宮崎市上下水道局の水道料金                 |                 |
| 下水道料金 | PFI事業者が提案した2か月分の使用水量に対する宮崎市上下水道局の下水道使用料               |                 |
| その他   | プロパンガス「品目別価格指数」－プロパンガス(消費者物価指数・全国・総務省統計局)             |                 |
|       | 灯油「品目別価格指数」－灯油(消費者物価指数・全国・総務省統計局)                     |                 |
|       | その他「品目別価格指数」－該当する品目(消費者物価指数・全国・総務省統計局)                |                 |

(イ) 改定の条件

毎年度1回指標値の評価を行い、次の条件を満たす場合に改定を行う。改定は翌年度第1四半期から反映させる。

(ウ) 改定の計算方法

上記(イ)により改定を行う場合の計算方法は、次のとおりとする。

令和n年度の各光熱水費の単価は、前回改定時の次表に示す指標 ( $Index_r$ ) と令和n-1年度の指標 ( $Index_{n-1}$ : 令和n-2年8月から令和n-1年7月までの12か月分の平均値) とを比較し、3%以上の変動が認められる場合に改定する。

なお、令和7年度の各光熱水費の単価については、令和2年度の指標(令和元年8月から令和2年7月までの12か月平均値)の指標と令和6年度の指標(令和5年8月から令和6年7月までの12か月分の平均値)とを比較し、3%以上の変動が認められる場合に、令和7年度の各光熱水費の単価を改定する。

改定後の各光熱水費の単価の1円未満の部分は切り捨てとする。

$$UP_n' = UP_n \times \{Index_{n-1} / (1 + CT_{n-1})\} / \{Index_r / (1 + CT_r)\}$$

ただし、 $|\{Index_{n-1} / (1 + CT_{n-1})\} / \{Index_r / (1 + CT_r)\} - 1| \geq 3.0\%$

$UP_n'$ : 改定後のn年度の各光熱水費の単価

$UP_n$ : 前回改定時のn年度の各光熱水費の単価(初回改定が行われるまではPFI事業者提案に示された各光熱水費の単価)

$Index_{n-1}$ : 令和n-2年8月から令和n-1年7月までの指数(12か月分の平均)

$Index_r$ : 前回の各光熱水費改定の基礎となった年度の指数(初回改定が行われるまでは令和2年度の指標(令和元年8月から令和2年7月までの12か月平均値))

$CT_{n-1}$ : n-1年4月1日の消費税率

$CT_r$ : 前回の各光熱水費改定の基礎となった年の4月1日の消費税率

※ $\{Index_{n-1} / (1 + CT_{n-1})\} / \{Index_r / (1 + CT_r)\}$ は、小数点以下第4位を切り捨てる。

※ $Index$ は適宜、改定する費用に応じて「CGPI(国内企業物価指数)」、「CPI(消費者物価指数)」を当てはめる。

## (エ) 改定の手続き

選定PFI事業者は、毎年度9月末日までに、指標値の評価の根拠となる資料を添付して、翌年度の各光熱水費の単価を県に通知し、県の確認を受けること。改定を行わない場合も同様とする。

## (オ) その他

物価変動の指標値として採用している指標がなくなったり、内容が見直されて本事業の実態に合わなくなったりした場合は、その後の対応方法について県とPFI事業者との間で協議して定めるものとする。

## ② 使用量における計画と実需の乖離による改定

サービス購入費Dは、使用量における計画と実需の乖離による改定を次のとおり行う。

### (ア) 改定の計算方法

各光熱水費について、入札提案時の各年度の使用量を実際の各年度の使用量が上回った場合は、入札提案時の各年度の使用量に増加分の50%を加算したものを当該年度の使用量とする。逆に、下回った場合は、入札提案時の各年度の使用量から減少分50%を差し引いたものを当該年度の使用量とする。

ただし、増加分及び減少分が、入札提案時の各年度の使用量の20%を超えた場合には、

20%を超える増加分及び減少分は、この調整の対象外とする。また、増加分及び減少分が、入札提案時の各年度の使用量の5%に満たない場合は、この調整の対象外とする。

この調整は年度ごとに行う。各年度の初回、第2回目及び第3回目の使用量は入札提案時に提案された各年度の使用量の4分の1とし、第4回目の支払時に、当該年度の使用量実績に応じた調整を一括して行う。

#### (イ) 改定の手続き

PFI 事業者は、翌年度4月 14 日までに、使用量の根拠となる資料を添付して、当該年度の各光熱水費の使用量を県に通知し、県の確認を受けること。改定を行わない場合も同様とする。

### 6 消費税及び地方消費税の税率変更の場合の取扱い

消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び関連法令の変更に伴い、消費税及び地方消費税率が変更された場合、県は、当該変更の内容(経過措置を含む。)に従い、サービス購入費の支払に係る消費税及び地方消費税を支払うものとする。

### 7 サービス購入費の減額等

県は、本事業の実施に関する各業務等のモニタリングを行い、設計・建設業務、開業準備業務及び運営・維持管理業務の実施状況が、本契約等に適合しない場合には、本契約等の規定に従い、PFI 事業者に対し、業務改善及び復旧に関する勧告やサービス購入費の減額等の措置をとるものとする。詳細については、別添資料2「モニタリング及び減額措置等(案)」を参照すること。

## 債務負担行為に係る契約の特則

**第1条** 債務負担行為に係る契約において、各会計年度におけるサービス購入費の支払の限度額（以下この条において「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

年度 円

年度 円

年度 円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度 円

年度 円

年度 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。